第九条第三項中「第一項の」を「法第七条第二号若しくは第三号若しくは第四十条第二項第一号から第三号までに規定する学校又は同項第四号に規定する高等学校等に係る第一項の」に改める。

第十条第二項中「関する事項」の下に「、同号ハに掲げる他の学校等に関する事項」を加える。

第十一条第三号中「異動」の下に「（実習指導者の異動については、法第七条第二号若しくは第三号若しくは第四十条第二項第一号から第三号までに規定する学校又は同項第四号に規定する高等学校等に限る。）」を加える。

第十三条中「及び第十四号ロ」を「、第九号の二及び第十四号ロ並びに第七条の二第一号ホ」に改める。

附則第二条第一項中「法附則第二条第一項に規定する高等学校等（以下この条において「特例高等学校等」という。）」を「特例高等学校等」に改め、同項第二号の表科目欄中「生活支援技術」を「生活支援技術（医療的ケアを含む。）」に改め、同表単位数欄中「六」を「七」に、「三四」を「三五」に、「三三」を「三四」に改め、同表備考を次のように改める。

備考　一　各科目の単位数は、一単位時間を五十分とし、三十五単位時間の授業を一単位として計算することを標準とする。ただし、通信制の課程における介護実習以外の科目の単位数については、添削指導三回及び面接指導二単位時間（一単位時間を五十分とする。）を一単位として計算することを標準とする。

二　医療的ケアについては、講義及び演習により行うものとし、講義の時間数は少なくとも五十時間以上とし、演習は面接指導とするものとする。

三　前号の演習を修了した者に対しては可能な限り実地研修又はこれに代わる見学を行うよう努めるものとする。

附則第二条の次に次の一条を加える。

（介護福祉士の養成に係る高等学校等における医療的ケアを教授する教員の経過措置）

第二条の二　医療的ケア教員講習会修了者等であって、かつ、医師、保健師、助産師又は看護師の資格を取得した後、学校教育法に基づく高等学校等において学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）別表第三の看護若しくは福祉の教科に属する科目を教授する教員として五年以上の経験を有する者又は法第四十条第二項第一号から第三号までに規定する学校若しくは養成施設の専任教員として五年以上の経験を有する者については、第八条第六号の規定にかかわらず、当分の間、法第四十条第二項第四号に規定する高等学校等において医療的ケアを教授する教員となることができる。

別表第二中「（第三条―第七条関係）」を「（第三条―第七条の二関係）」に改める。

別表第四中こころとからだのしくみの項の次に

医療的ケア	医療的ケア

を加え、合計の項中「一、八〇〇」を「一、八五〇」に、「一、一七〇」を「一、二二〇」に、「一、一五五」を「一、二〇五」に改め、同表備考を次のように改める。

備考　一　第一号学校における人間と社会に関する選択科目の時間数については、人間の尊厳と自立、人間関係とコミュニケーション及び社会の理解の時間数と合計して二百四十時間以上となるように定めるものとする。

二　医療的ケアについては、講義及び演習により行うものとし、講義の時間数は少なくとも五十時間以上とするものとする。

三　前号の演習を修了した者に対しては可能な限り実地研修又はこれに代わる見学を行うよう努めるものとする。

五〇	五〇	五〇

別表第四の次に次の一表を加える。

別表第四の二（第七条の二関係）

科目	時間数
人間の尊厳と自立	五
社会の理解Ⅰ	三〇
社会の理解Ⅱ	五
介護の基本Ⅰ	一〇
介護の基本Ⅱ	二〇
コミュニケーション技術	二〇
生活支援技術Ⅰ	二〇
生活支援技術Ⅱ	三〇
介護過程Ⅰ	二〇
介護過程Ⅱ	二五
介護過程Ⅲ	四五
発達と老化の理解Ⅰ	一〇
発達と老化の理解Ⅱ	二〇
認知症の理解Ⅰ	一〇
認知症の理解Ⅱ	二〇
障害の理解Ⅰ	一〇
障害の理解Ⅱ	二〇
こころとからだのしくみⅠ	二〇
こころとからだのしくみⅡ	六〇
医療的ケア	五〇
合計	四五〇

備考　一　介護過程Ⅲについては、面接授業により行うものとする。

二　医療的ケアについては、講義及び演習により行うものとし、講義の時間数は少なくとも五十時間以上とし、演習は面接授業とするものとする。

三　前号の演習を修了した者に対しては可能な限り実地研修又はこれに代わる見学を行うよう努めるものとする。

四　第五号学校における教育の内容に相当するものと認められる研修であってあらかじめ厚生労働大臣に届け出られたものにおいて既に履修したものと認められる科目については、その科目の履修を免除することができる。

別表第五科目欄中「生活支援技術（医療的ケアを含む。）」に改め、同表単位数欄中「九」を「十」に、「五二」を「五三」に改め、同表備考を次のように改める。

備考　一　各科目の単位数は、一単位時間を五十分とし、三十五単位時間の授業を一単位として計算することを標準とする。

二　医療的ケアについては、講義及び演習により行うものとし、講義の時間数は少なくとも五十時間以上とするものとする。

三　前号の演習を修了した者に対しては可能な限り実地研修又はこれに代わる見学を行うよう努めるものとする。

（社会福祉に関する科目を定める省令の一部改正）

第三条　社会福祉に関する科目を定める省令（平成二十年文部科学省厚生労働省令第三号）の一部を次のように改正する。

第三条（見出しを含む。）中「第三十九条第二号」を「第四十条第二項第二号」に改める。